

総基料第315号
平成13年9月5日

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 浅田 和男 殿

総務省総合通信基盤局長
鍋 倉 真

光ファイバ設備に係る接続料に関する講すべき措置について

光ファイバ設備に係る接続料等に関しては、平成13年8月31日に情報通信審議会から所要の接続約款の変更に関して答申があったところ、同時に別添のとおり、講じられるよう配慮すべき措置が指摘されている。これについては、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずるとともに、その講じた内容を報告されたい。

記

- 1 貴社において、『NTTグループ3カ年経営計画』等における更なる経営効率化、需要の拡大、技術革新等による費用削減、効率的な投資等の観点から、算定期間中においても、必要に応じて適時算定の見直しを行い、具体的には、第1回目の見直しを来年度を目途に行うこと
- 2 貴社において、屋内配線のコスト把握を行い、その結果について報告を行うこと
- 3 貴社において、工事費の算定根拠を明らかにし、その必要な見直しについての検討を行い、その結果について報告を行うこと
- 4 貴社において、接続事業者が貴社の接続料及び接続条件について妥当性を判断するために必要な情報を得る機会を有し、意見招請時に十分な意見を述べることができるよう、説明会を開催する等の措置を講じること

(答 申)

平成13年5月18日付け諮問第1025号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. (略)

2. なお、総務省において、今後、次の措置が講じられるよう配慮することを要望する。

(1) NTT東日本・西日本において、『NTTグループ3カ年経営計画』等における更なる経営効率化、需要の拡大、技術革新等による費用削減、効率的な投資等の観点から、算定期間中においても、必要に応じて適時算定の見直しを行い、具体的には、第1回目の見直しを来年度を目途に行うよう求めること

(2) NTT東日本・西日本において、屋内配線のコスト把握を行い、その結果について総務省に報告を行うよう求めること

(3) NTT東日本・西日本において、工事費の算定根拠を明らかにし、その必要な見直しについての検討を行い、その結果について総務省に報告を求めること

(4) NTT東日本・西日本において、他事業者がNTT東日本・西日本の接続料及び接続条件について妥当性を判断するために必要な情報を得る機会を有し、意見招請時に十分な意見を述べることができるよう、説明会を開催する等の措置を講じるよう求めること

(5)・(6) (略)

3. (略)